

中種子町商工会 運営規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、中種子町商工会定款第7条の規定に基づき、中種子町商工会（以下、「本会」という）の円滑な運営及び業務の執行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(加入手続)

第2条 本会に加入しようとする者は、様式1による加入申込書を提出して、理事会の承諾を得なければならない。

2 前項の加入申込者について、理事会が加入を承諾した場合は、様式2による加入承諾書をもって、加入者に通知するものとする。

(加入金)

第3条 本会に加入を申し込み、その承諾の通知を受けた者は、遅滞なく加入金を納入しなければならない。

2 前項の加入金の額及びその払込みの方法は、別表1に定めるところによる。

(会 費)

第4条 本会の会費の額及び払込みの方法並びに納期は、別表2に定めるところによる。

(特別賦課金)

第5条 特定事業の実施に要する経費を支弁するため、総会の議決を経て特別賦課金を徴収することができる。

(会費等の払込み猶予)

第6条 会員が経済の著しい変動、天災、火災等不慮の事故、疾病等により、事業に甚大な被害を被ったときは、会費、手数料、使用料、加入金、及び特別賦課金（以下「会費等」という）の払込みを猶予することができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、様式3による申請書に基づき、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の申し出があったときは、理事会においてその諾否を決定し、様式4による会費等払込み猶予通

知書をもって当該会員に通知するものとする。

(会費等の返還)

第7条 会員がすでに払い込んだ会費等は、理由の有無にかかわらず返還しない。ただし、過誤により払い込んだ場合は、この限りでない。

(過怠金)

第8条 会員が会費等の納入を怠ったとき、本会は、納入すべき金額に対し、納入期限の翌日から納入の日までの期間について、年利率5%を乗じて得た額の過怠金を徴収することができる。

2 前項の過怠金を課するときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(脱 退)

第9条 定款第15条第2項の規定により、本会を脱退しようとする者は、様式5による脱退届を提出しなければならない。

2 前項の場合において、未納会費その他本会に対して債務を負担しているときは、脱退する日までに納入しなければならない。

第3章 役 員

(役員選任の方法)

第10条 役員選任の方法は、会員又は会員たる法人の役職員である者のうちから、総会で選挙によって役員候補者を決定し、その候補者について総会において議決を行う。

2 選挙の方法は、無記名投票とし、投票の多数を得た者を役員候補者とする。ただし、得票が同数であるときは、くじで役員候補者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、総会出席者の3分の2以上の同意があるときは指名推せんの方法により役員候補者の決定を行うことができる。ただし、この方法による場合は、総会において役員選考委員を選任し、その役員選考委員の選考によって、役員候補者を決定して、その候補者について総会の議決を行う。

(就任の諾否)

第11条 総会において役員として就任の承諾をした者は、総会終了後、直ちに様式6による就任承諾書を会長に提出しなければならない。

第4章 総 会

(代理人の届出)

第12条 代理人が、総会に出席するときは、代理権を証する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することが出来る。

2 前項後段の電磁的方法について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。(以下、電磁的方法について同じ)。

(開会及び議長の選任)

第13条 会長は、総会成立に必要な出席者があったときは、開会を宣言し、議長は、出席者の互選によって定める。

(書記の指名)

第14条 議長は、議事の審議にあたり、書記若干名を指名する。

(議事録の作成)

第15条 会長は、総会終了後、遅滞なく様式7による議事録を作成しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の決議事項)

第16条 定款及びこの規約に定めるもののほか、理事会の議決を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程の制定及び改廃に関する事
- (2) 総会の議決により、理事会の議決を経ることとされた事項
- (3) 重要な契約の締結に関する事項
- (4) その他業務運営上必要な事項

(代理出席の禁止及び監事等の出席)

第17条 理事会への代理出席は認めない。ただし、会長が必要と認めたときは、各役員(監事を除く。)の委任を受けた代理人(会員に限る。)に審議を傍聴させることができる。

- 2 監事は、会長が必要と認めたときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事会は、必要に応じ職員その他の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

第18条 会長は、理事会終了後、遅滞なく様式8による議事録を作成しなければならない。

第6章 監査

(監事の職務)

第19条 監事は、法令、定款及びこの規約の定めるところにしたがい、本会の業務及び会計の状況を監査する。

2 監事は、何時でも本会の帳簿及び書類を閲覧し、又は会長その他の者に対し、業務及び会計の状況につき報告を求めることができる。

(監事の協議)

第20条 次に掲げる事項は、監事の協議により定める。

- (1) 監査の計画及び実施
- (2) 監査後の措置
- (3) その他監事の職務を行うにつき必要な措置

(監事意見書の作成)

第21条 監事は、監査終了後すみやかに監査の要領及びその結果を記載した様式9による監事意見書を作成し、これに署名しなければならない。

第7章 部会及び委員会

(部会の設置)

第22条 本会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 商業部会
- (2) 工業部会
- (3) 観光サービス業部会

(部会の構成)

第23条 部会は、本会の会員をもって構成する。

2 会員は、自己の営む主要な事業に係る部会に所属する。

(部会役員)

第24条 部会には、次の部会役員を置く。

- (1) 部 会 長 1 人
- (2) 副部会長 2 人
- (3) 幹 事 若干名

2 部会長、副部会長及び幹事は、部会総会において互選し、その任期は、本会の役員の任期にしたがう。

(部会役員の職務)

第 2 5 条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、あらかじめ部会長の定める順位により、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 幹事は、部会長及び副部会長を補佐し、会務を掌理する。

(部会総会の議事等)

第 2 6 条 部会総会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会総会の議長は、部会長をもってあてる。

(幹事会)

第 2 7 条 部会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事の全員をもって組織する。
- 3 幹事会は、部会長が招集する。
- 4 幹事会の招集は、各部会役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。
- 5 幹事会の議長は、部会長をもってあてる。
- 6 幹事会における各部会役員の議決権は、各々 1 個とする。
- 7 幹事会の定足数は、部会役員の 2 分の 1 以上とし、議決は、出席した部会役員の過半数をもって決する。

(幹事会の決議事項)

第 2 8 条 次の事項は、幹事会の議決を経なければならない。

- (1) 部会総会に提案すべき事項
- (2) その他部会の業務の執行に関し重要な事項

(委員会の設置)

第 2 9 条 本会に、その目的達成に必要な重要事項について調査研究するため理事会の議決を経て委員会

を設けることができる。

2 その他委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 青年部及び女性部

(加入)

第30条 部員たる資格を有する者は、所定の加入手続により加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、常任委員会によって決定する。

(脱退)

第31条 部員は、次の場合には、脱退する。

(1) 部員たる資格を喪失した場合

(2) 死亡した場合

(3) 除名された場合

2 前項の場合のほか、脱退しようとする部員は、部に予告し、脱退することができる。

(議決権)

第32条 部員は、各々1個の議決権を有する。

2 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

3 部員は、前項の規程による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 第12条（代理人の届出）の規定は、本条第2項に定める代理人について準用する。

(部会費)

第33条 部員は、部会費を納入しなければならない。

2 前項の部会費の額及びその払込みの方法並びに納期は、部員総会の議決を経て別に定める。

(役員)

第34条 青年部及び女性部にそれぞれの次の役員を置く。

(1) 部長 1人

(2) 副部長 2人

(3) 常任委員 若干名

(4) 監査委員 若干名

(役員の仕事)

第35条 部長は、部を代表し、部を総理する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長に事故あるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 常任委員は、部長及び副部長を補佐し、部の運営に従事する。
- 4 監査委員は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部員総会に報告する。

(部役員の任免)

第36条 部役員は、部員総会において部員の互選により選任し、又は解任するものとする。

(部役員の任期)

第37条 部役員の任期は、2年とする。ただし、部役員は、再任されることができる。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した部役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任され部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部員総会)

第38条 青年部及び女性部は、部員総会を開催する。

- 2 部員総会は、通常部員総会及び臨時部員総会の2種類とし、部長が招集する。
- 3 通常部員総会は、毎年1回開催することとし、臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに開催する。
- 4 部員総会は、部員の2分の1以上の出席で成立する。
- 5 部員総会の議長は、出席した部員の中から互選する。
- 6 部長は、部員総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。

(部員総会の決議事項)

第39条 次の事項は、部員総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(常任委員会)

第40条 青年部及び女性部に常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、部長、副部長及び常任委員の全員をもって組織する。
- 3 常任委員会は、部長が招集する。
- 4 常任委員会の招集は、各部役員（監査委員を除く。以下本条において同じ。）に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。
- 5 常任委員会の議長は、部長をもってあてる。

6 常任委員会における各役員の議決権は、各々1個とする。

7 常任委員会の定足数は、部役員の2分の1以上とし、議決は、出席した部役員の過半数をもって決する。

(常任委員会の決議事項)

第41条 次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) 部員総会に提案すべき事項
- (2) その他青年部及び女性部の業務の執行に関して重要な事項

(その他必要な事項)

第42条 この規約に定めのある事項のほか、青年部及び女性部の円滑な運営に関し必要な事項は、部員総会の議決を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第43条 本会に事務局を置く。

(事務局及び職員)

第44条 事務局の組織並びに職員の服務、給与及びその他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

2 職員の人事管理は、鹿児島県商工会連合会人事管理員会の基本方針及び鹿児島県商工会連合会の指導等を尊重し、行うものとする。

第10章 業務の執行

(事務処理)

第45条 本会の庶務、会計及びその他事務を迅速、的確に処理するため、次に掲げる事項について理事会の議決を経て別に定める。

- (1) 役職員等の出張に関する事項
- (2) 文書の取扱いに関する事項
- (3) 会計及び経理に関する事項
- (4) その他事務処理に関し必要な事項

(前年度議決の準用)

第46条 次に掲げる事項については、総会の議決を経るまでは、前年度の例による。

- (1) 借入金の限度額
- (2) 義務的又は日常的の経費

第 1 1 章 手数料（受託料含む）及び使用料

（手数料）

第 4 7 条 本会が事業者等の委託を受けて、次の各号に定める事業を行う場合は、別表 5 に定める手数料を徴収することができる。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）について事業者が行うべき事務を継続して代行し、指導すること。
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）について事業者が行うべき事務を継続して代行し、指導すること。
- (3) 記帳から決算までの経理の実務につき継続して代行し、指導すること。
- (4) 記帳継続指導機械化事務を行うこと。
- (5) 事業者の事業資金の借入の斡旋及びその償還の指導並びに借入及び償還に必要な事務代行を行うこと。ただし、小規模事業者経営改善融資制度に関する場合は、手数料を徴収しない。
- (6) 事業者が各種共済制度に加入する場合、当該共済制度の実施主体が行うべき事務を代行し、指導すること。
- (7) その事業者の経営改善に資するため、事業者の行うべき事務を代行し、指導すること。

（使用料）

第 4 8 条 本会の所有に係る建物、器具、備品等を他人の使用に供した場合は、別表 6 に定める使用料を徴収することができる。

第 1 2 章 雑 則

（規約外の規定）

第 4 9 条 この規約の定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 5 7 年 5 月 1 6 日から実施する。
- 2 従来 of 諸規約は、本規約成立と同時に廃止する。

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成元年6月1日から実施する。

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正（給与支払報告書、消費税申告手数料並びに会館使用料）は平成4年5月22日から実施する。

附 則

この規約の一部改正（国金融資あっせん手数料）は平成5年5月18日より実施する。

附 則

この規約の一部改正（記帳代行料）は平成6年5月17日から実施する。

附 則

この規約の一部改正（会費）は平成7年5月30日から実施する。

附 則

この規約の一部改正（会費）（金融斡旋手数料）は平成10年5月23日から実施する。

附 則

この規約の一部改正（女性部、会館使用料）は平成12年5月27日から実施する。

附 則

この規約の一部改正（別表1加入金、別表2会費、別表5手数料、別表5-1決算申告手数料、別表6使用料）は平成13年5月23日から実施する。

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成16年5月21日から実施する。

(改正条項 別表2会費の徴収基準、払込みの方法及び時期 別表5手数料徴収基準(3)労働保険関係)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正(会費、別表2)は、平成18年5月26日から実施する。

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、定款変更認可の日(平成19年8月2日)から実施する。

(改正条項 第15条、第18条、様式7、様式8)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成20年5月24日から施行し、改正後の規定は平成20年4月1日から実施する。(改正条項 第21条、様式9)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成21年5月26日から施行し、改正後の規定は平成21年4月1日から実施する。(改正条項 別表2、別表5、別表5-1)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成22年5月25日から施行し、改正後の規定は平成22年4月1日から適用する。(改正条項 別表2、別表5-1)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成23年5月25日から適用する。

(改正条項 第1条、第2条第1項、第3条第2項、第5条、第6条第3項、第7条、第8条、第9条、第10条第1項・第2項、第11条、第12条、第13条、第17条第1項・第2項、第24条、第25条第2項、第26条見出し、第27条第1項・第6項、第28条(1)、第29条、第31条第2項、第32条、第33条第2項、第34条(1)・(2)、第36条、第37条、第40条第4項、第44条、第47条第1項・(5)・(7)、別表9)

附 則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成28年5月21日から施行し、改正後の規約は平成28年4月1日から実施する。(改正条項 第21条、様式9)

別表 1 (第3条第2項)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額
一 律	5、000円

2 加入金の払込みの方法

加入金の払込みは理事会の加入承認を得た後、遅滞なく現金にて納入するものとする。

別表 2 (第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 会費徴収基準

区 分	金 額 (円/月)	備 考
金融機関	3、000	1. 定款会員及び特別会員については、左表に準じる。ただし、青年部女性部の正副部長は、免除とする。
法人 株式会社	2、000	
〃 その他の法人・団体	1、200	
個人事業所	800	
ただし、個人70歳以上又は寡婦65歳以上の事業所	500	
		2. 平成18年5月1日施行の会社法に基づき設立された法人は、その種別に関係なく月額1、200円とする。

2 会費の払込みの方法

- 1) 集 金
- 2) 自動振替
- 3) そ の 他

3 会費の納期

年4回（毎年6月25日、9月25日、12月25日、3月25日。但し、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日にあたる時は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。）

別表 3

部 会 役 員 の 定 数

部 会 名	部 会 長	副 部 会 長	幹 事
商 業 部 会	1	2	2
工 業 部 会	1	2	2
観 光 サービス 業 部 会	1	2	2

別表 4 (第34条)

青 年 部 ・ 女 性 部 役 員 の 定 数

	部 長	副 部 長	常 任 委 員	監 査 委 員
青 年 部	1	2	8	2
女 性 部	1	2	6	2

別表 5 (第47条)

手 数 料 徴 収 基 準

		資 金 の 種 類	会 員	非 会 員
(1) 金融斡旋関係		信用保証協会・商工貯蓄 日本政策金融公庫	3 / 1 0 0 0 最高 30、000円	4 / 1 0 0 0
(2) 記 帳 関 係	(イ) 記帳代行	(円/月) 3、000		
	(ロ) ネットde記帳利 用料(自計)	(円/年間) 31、500		
	(ハ) 決算指導	別表5-1のとおり		
(3) 労働保険関係		①雇用保険 従業員 5人未満 月額 350円 " 5人以上16人未満 " 500円 " 16人以上 " 700円 ②特別加入 1人当たり 月額200円 ③労災保険は概算保険料の15% (最高額30、000円) ④離職票作成手数料 1人当たり 500円 ※以上①~④について、商工会員外は2倍の金額とする。		
(4) 他団体からの 事務委託関係		委託団体との協議で決定する。(別添委託契約書)		
(5) 年末調整事務		給与支払報告書作成1人当たり	会 員 500円 非会員1、000円	
(6) その他の事務 代行関係		3、000円		

決算申告指導手数料徴収基準

事 項	会 員	非 会 員
(1)決算書・申告書確認指導並びに清書	7、000円	11、000円
(2)決算書・申告書作成指導（主たる事業）		
①損益計算書（収支内訳書）・申告書作成指導	10、000円	20、000円
②損益計算書・貸借対照表・申告書作成指導	12、000円	22、000円
③記帳代行者・ネットde記帳利用者	5、000円	10、000円
(3)決算書作成指導（主たる事業以外1事業につき）	3、000円	5、000円
(4)申告書作成指導（A申告）	2、000円	3、000円
(5)消費税申告書作成指導		
①本則課税	3、000円	5、000円
②簡易課税	2、500円	4、500円

別表 6 (第48条)

使用料徴収基準

区 分	金 額		
(1) 会館使用料	会 議 室	1時間当り	500円
	和 室	1時間当り	400円
	冷暖房利用	1時間当り	250円
(2) 電子コピー	B 4	一枚	30円
	B 5、A 4	一枚	20円
	委託団体のコピー使用料は上記使用料の $\frac{1}{2}$ を適用する。		
(3) ファックス 通 話 料	B 4	発 信	一枚 200円
		受 信	一枚 50円
	A 4	発 信	一枚 100円
		受 信	一枚 50円
	B 5	発 信	一枚 100円
		受 信	一枚 50円

加 入 申 込 書

平成 年 月 日

中種子町商工会長 殿

氏名又は
 代表者名 印
 明 治
 大 正 年 月 日 生
 昭 和

このたび、私は、貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申込みます。

企 業 名	(代表者氏名)
住 所	(事業所) (電話番号)
	(自 宅) (電話番号)
業 種	
創 業 年	
当地区における営業年	
経 営 形 態	個人 法人 (資本金 千円)
税 務 申 告	青色申告 白色申告
従 業 員 数	名 (うち家族従業員 名)

加 入 承 諾 書

平成 年 月 日

殿

中 種 子 町 商 工 会
会 長

印

あなたの入会を承諾します。

なお、加入金については、下記のとおりです。

記

加入金の額 円

払込み期日 平成 年 月 日まで

払込み方法

会費等払込み猶予申請書

平成 年 月 日

中種子町商工会長 殿

住 所

氏 名

印

このたび、〇〇〇の払込みの猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

理 由

猶予期間

平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

様式4（第6条第3項）

会費等払込み猶予（ 諾書 否認 ）通知書

平成 年 月 日

殿

中 種 子 町 商 工 会
会 長

印

あなたより申請のありました〇〇〇の払込の猶予について、（承諾 否認）します。
なお、猶予期間は下記のとおりとします。

記

猶予期間

平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

備 考

様式5（第9条第1項）

脱 退 届

平成 年 月 日

中種子町商工会長 殿

住 所

氏名又は

代表者名

印

このたび、下記の理由により貴商工会を脱退します。

記

脱退理由

様式6（第11条）

役員就任承諾書

平成 年 月 日

中種子町商工会 御中

住 所

氏 名

印

明 治

大 正

年 月 日 生

昭 和

私は、平成 年 月 日開催の〇〇〇〇総（代）会において〇〇〇に選任されましたので就任
することを承認します。

様式7 (第15条)

中種子町商工会 第 回 総会議事録

招集通知日 平成 年 月 日
開催日時 平成 年 月 日 時 ~ 時
開催場所
会員総数 人
出席者数 人 (うち代理出席者 人)
出席役員氏名 会長
副会長
理事
……
監事
議長氏名
議事録作成役員氏名 会長
議事の経過と結果

様式8 (第18条)

中種子町商工会 理事会議事録

招集通知日 平成 年 月 日
開催日時 平成 年 月 日 時 ~ 時
開催場所
出席者数 人
欠席者数 人
出席役員氏名 会長
副会長
理事
議長氏名
議事録作成役員氏名 会長
議事の経過と結果

平成 年度 監 事 意 見 書

平成 年 月 日

商工会会長 殿

（ 署 名 ）

監 事

監 事

1. 監査の実施概要

私達は、平成 年 月 日、商工会事務所において、定款第51条第2項に基づいて、商工会の平成 年度（監査対象期間 平成 年4月1日から平成 年3月31日まで）の業務及び会計の状況について監査を行いました。

なお、この監査において、監査立会者は、会長 氏、指定職員 氏、の 名で
した。

2. 監査意見

監査の結果、私達の意見は、次のとおりです。

- (1)
- (2)
- (3)

以上のとおり報告します。